

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長
殿

原議保存期間	5年(令和10年3月31日)
有効期間	一種(令和10年3月31日)

警察庁乙備発第22号、乙官発第20号
乙生発第22号、乙刑発第18号
乙交発第18号、乙サ発第18号
令和4年11月1日
警察庁次長

警察庁新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱の一部改正について
(依命通達)

警察庁新型インフルエンザ等対策委員会の運営については、「警察庁新型インフルエンザ対策委員会設置要綱の一部改正について(依命通達)」(令和4年4月1日付け警察庁乙備発第8号ほか。以下「旧通達」という。)をもって示達した、警察庁新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱に基づき実施してきたところであるが、この度の警察庁の組織改正に伴い、同要綱を別添のとおり改正するので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

命により通達する。

警察庁新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱

1 設置

警察庁に警察庁新型インフルエンザ等対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 任務

委員会は、新型インフルエンザ等が発生した場合において、事態を的確に把握するとともに、国民の安全を確保するために必要な警察措置を的確に行うための諸対策を推進することを任務とする。

3 構成及び運営

(1) 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 次長
委員 官房長
生活安全局長
刑事局長
交通局長
警備局長
サイバー警察局長
組織犯罪対策部長
外事情報部長
警備運用部長
総括審議官
技術総括審議官

(2) 委員は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

(3) 委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

4 幹事会

(1) 委員会の事務について委員会を補佐するとともに、新型インフルエンザ等が発生した場合において、事態を的確に把握するとともに、国民の安全を確保するために必要な警察措置を的確に行うための諸対策について検討し、その推進を図るため、委員会に幹事会を置く。

(2) 幹事会は、幹事長、幹事長代理、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

幹事長 警備局長
幹事長代理 警備運用部長
副幹事長 長官官房審議官(国際担当)、長官官房審議官(生活安全局)

担当)、長官官房審議官(刑事局担当)、長官官房審議官(交通局担当)、長官官房審議官(警備局担当)、長官官房審議官(サイバー警察局担当)

幹事	長官官房	総務課長、広報室長、留置管理室長、企画課長、技術企画課長、人事課長、会計課長、教養厚生課長、通信基盤課長、国家公安委員会会務官
	生活安全局	生活安全企画課長、生活経済対策管理官
	刑事局	刑事企画課長、捜査第一課長
	組織犯罪対策部	組織犯罪対策第一課長
	交通局	交通企画課長、交通規制課長
	警備局	警備企画課長
	外事情報部	外事課長
	警備運用部	警備第一課長、警備第三課長
	サイバー警察局	サイバー企画課長

(3) 委員会の運営に関するこの要綱の規定は、幹事会の運営について準用する。

5 連絡室

(1) 幹事会の事務について幹事会を補佐するため、幹事会に連絡室を置く。

(2) 連絡室は、室長、副室長及び室員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

室長 警備第三課長

副室長 警備第三課理事官

室員 幹事の属する課の理事官又は課長補佐の職にある者若しくはこれに準ずる者のうち、室長が指定する者

(3) 委員会の運営に関するこの要綱の規定は、連絡室の運営について準用する。

6 庶務

委員会、幹事会及び連絡室の庶務は、警備第三課において処理する。